

福岡都市計画整備、開発及び保全の方針の変更（富山県決定）

都市計画整備、開発及び保全の方針を別添のように変更する。

(案)

福岡都市計画区域マスタープラン

(福岡都市計画 整備、開発及び保全の方針)

令和●年●月

富 山 県

福岡都市計画 整備、開発及び保全の方針

目 次

第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

1 富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2) 都市計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3) 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2 都市計画の見直しの方針・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1) 都市計画の見直しの基本的な考え方・・・・・・・・	11
3 広域調整の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1) 広域調整の基本的な考え方・・・・・・・・	12
2) 広域調整の実施方針・・・・・・・・	12

第2章 福岡都市計画区域

1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・	13
2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・	14
3) 目標年次・・・・・・・・	15
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	16
1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・	16
3 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・	17
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	17
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	20
2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針	20
2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	21
2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	21
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	22
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	23

第1章 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

1 富山県の都市計画の目標

1) 現状と課題

① 地勢

富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積約 4,248km²で、国土の総面積の約 1 %を占めている。

蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。

② 人口と都市構造

本県の人口は平成 10（1998）年をピークに減少しており、令和 2（2020）年 10 月には 103 万 4,814 人（国勢調査）となっている。国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、令和 27（2045）年には約 82 万人になることが見込まれている。特に、市街地中心部の人口が大きく減少すると推計されている。

本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65 歳以上の人口割合は 32.6%（R2 国勢調査、全国 28.6%）となっている。国の人口推計によれば、本県では、令和 7（2025）年には、3人に1人以上が高齢者という状況を迎える見込まれている。

本県の合計特殊出生率は、平成 18（2006）年には過去最低の 1.34 となったが、その後子育て支援施策の拡充などにより、令和 3（2021）年には 1.42 と全国平均（1.30）を上回っている。

また、持ち家比率が 76.6%（R2 国勢調査、全国 61.4%）で全国 2 位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外で人口や世帯が増加した結果、本県の人口集中地区の人口密度は 38.8 人/ha（H27 国勢調査、全国平均 67.9 人/ha）で全国 45 位となるなど、広く薄い市街地が形成され、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。

更に、まちなかの空洞化や県内各地で空き家・空き地が増加しているほか、開発から長期間経過した郊外住宅団地においても、居住者の高齢化が進み、住民の転出に伴う空き家等の発生が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。

今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。

③ 産業

a 商業

商業については、本県の年間商品販売額及び事業所数、従業者数とも減少傾向

となっている。また、大型店の進出や増床の影響等により、1事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少し、幹線道路のロードサイドにおいても減少に転じているが、ロードサイドの占める割合は増加傾向にある。

大型店は幹線道路沿道に多く立地しているため、県民の買物による移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が課題となっている。

これらの大型店の影響やインターネット販売の普及等の影響もあり、中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。

b 工業

工業については、本県の従業者数、製造品出荷額はリーマンショック（平成 20（2008）年）や東日本大震災（平成 23（2011）年）等の影響により減少したものの、平成 25（2013）年以降は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。

本県の産業構造は、全国と比べて生産額、就業人口とも第2次産業の割合が高く、医薬品などの化学、アルミなどの金属、機械、電子部品を中心に日本海側屈指の工業集積を形成しており、医薬品産業の生産金額は平成 27（2015）年、平成 28（2016）年に全国第1位となっている。

今後、北陸新幹線の全線開業や日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進、比較的自然災害が少ない本県の特徴を活かした企業誘致等が求められている。

c 農林水産業

農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。また、農業就業人口の65歳以上割合が75%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等において、拡散的な転用が行われている。引き続き、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努める必要がある。

林業については、県産材の供給体制の整備により、平成 28（2016）年の県産材の素材生産量が平成 20（2008）年の5万 m^3 の約2倍となる9万7千 m^3 まで

増加しているが、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。

水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は消費者の魚離れが進み、生産額の減少、生産コストの増大などにより、漁業経営は厳しい状況にある。

④ 交通

a 地域交通

本県の1世帯あたり自家用車保有台数は1.67台（令和3（2021）年、全国1.04台）と全国2位の高い水準となっている。また、県民の通勤通学の移動の際に用いる交通手段は、自家用車のみの割合が79.5%（令和2（2020）年）と、全国平均の48.2%と比べても自家用車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。

一方、近年、高齢者の運転免許返納者が増加しており、高齢者や学生・生徒など自動車を運転できない人の日常生活を支える公共交通サービスの確保・充実が重要となっている。

減少傾向が続いていた地域公共交通の利用者数は、平成27（2015）年度は北陸新幹線開業等により利用者が増加したものの、5割強の県民が地域公共交通を利用していない状況にある。また、今後の人口減少に伴う利用者数の減少とそれに起因する交通サービスの低下が懸念されている。

このような状況のなか、LRTネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節点の機能充実など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取り組みが行われている。

並行在来線であるあいの風とやま鉄道線については、経営の安定化に向け、利便性の向上やマイレール意識の醸成による利用促進が求められている。

住民に身近な生活圏内での移動を支える「域内交通」については、民営バスや市町村等が運行するコミュニティバスのほか、定期路線バスの運行に適さない地域等では、市町村がデマンド型交通の導入を進めているが、公共交通空白地域が存在し、地域のニーズに対応した公共交通サービスが求められている。

更に、道路は、県民の日常生活を支える重要な社会資本であることから、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、すべての利用者にとって安全で快適な道路ネットワークを形成する必要がある。

b 広域交通、物流基盤

北陸新幹線を活かした観光振興、交流人口の拡大、まちづくり、産業振興などの施策を積極的に展開するとともに、本県の玄関口である新幹線駅（富山駅、新高岡駅及び黒部宇奈月温泉駅）では、魅力があふれる駅周辺の整備やアクセシビリティ向上のための道路整備が求められている。

また、新幹線利用者の利便性向上のため、各地への移動手段として、あいの風とやま鉄道線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。

高速道路では追加インターチェンジ（スマートインターチェンジ等）の設置により、利便性向上が図られてきているが、東海北陸自動車道の早期全線4車線化や能越自動車道の早期全線開通など、引き続き県内の広域的な道路ネットワークの整備や高速道路の利便性の向上が求められている。

富山空港では、国際便は韓国（ソウル）、中国（大連、上海）、台湾（台北）に就航し、平成30年度（2018年）まで国際定期便利用者数は増加しており、国際線のさらなる維持拡充を図るため、インバウンド・アウトバウンド双方向の利用促進に取り組むとともに、訪日外国人受け入れ態勢の整備が求められている。（新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ソウル便、台北便は運休中（令和6（2024）年7月現在））

一方、国内定期便は北陸新幹線の開業後、羽田便の利用者数が大幅に減少しており、平成28（2016）年3月より羽田便は1日6便から4便に減便となり、さらに令和3（2021）年10月から3便に減便となった。羽田便の維持・安定化や新規路線の開拓など国内空港ネットワークの充実・強化を図り、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくことが求められている。

日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められており、今後も、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進、クルーズ客船の受入環境の整備などの様々な取り組みにより発展していくことが求められている。

本県は、日本海側の中心に位置し、東は新潟・長野、西は石川・福井、北は能登、南は岐阜・名古屋、さらには世界をもつなぐ「北陸の十字路」にある地理的優位性を有していることから、陸・海・空の交通インフラの整備と利活用の促進を図ることが求められている。

⑤ 安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年は、集中豪雨や高波、海岸侵食、地すべりなどによる被害の発生や、弥陀ヶ原の火山災害警戒区域の指定、今後30年以内に地震発生確率が高いと評価されている断層帯の存在など、自然災害のリスクに対して「防災・減災」の考え方を基本にハード・ソフト両面からの対策に取り組んでいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備、公共土木施設や公共建築物等の長寿命化、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。

近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、「流域治水」の考え方を踏まえた河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取り組みにより、水災害に強いまちづくりを推進する必要がある。また、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災に加え、令和 6（2024）年 1 月 1 日に発生し、本県にも大きな被害をもたらした令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、地震や津波、火災による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

⑥ 自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の 3,000m 級の山岳地帯から水深 1,000m を超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取り組みが県内各地で取り組まれているほか、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取り組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。

⑦ 環境・エネルギー

地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、パリ協定の基準年となる平成 25（2013）年度と比較すると、令和元（2019）年度は 18.0% の減少となっているが、令和 3（2021）年に閣議決定した地球温暖化対策計画を踏まえ、我が国は令和 12（2030）年度において温室効果ガス排出量を 46% 削減（平成 25（2013）年比）することを目標に掲げており、さらなる削減が必要である。

また、持続可能な開発目標（SDGs）においても地球温暖化に起因する気候変動への影響に対する目標が定められており、今後は、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図るため、本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や新たなエネルギーの利活用など個別具体的な対策のほか、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する脱炭素社会への取り組みが求められている。

⑧ 地方分権、広域調整

本県の市町村数は、平成 16（2004）年から平成 18（2006）年にかけての平成の大合併により、全国で最少の 15 市町村（10 市 4 町 1 村）となっている。

地方分権については、地方分権一括法により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。

一方、市町村が決定主体である都市計画においても、車社会や道路整備の進展等に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生することが懸念されている。

このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。

更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討する必要がある。

2) 都市計画の基本理念

本県の現状と課題を踏まえ、県民、企業、地域の団体、市町村など様々な主体との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念（目標）を次のように掲げる。

- | |
|---|
| ○快適で活力あるコンパクトな都市づくり
○地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
○安全で安心して暮らせる都市づくり
○広域的な交流・連携を支える都市づくり |
|---|

○ 快適で活力あるコンパクトな都市づくり

本格的な人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造から公共交通を軸とした集約型の都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）へと転換を図るため、市街地の拡散を抑制しながら、それぞれの都市の特性に応じて、まちなかや公共交通沿線への居住の推進、中心市街地等への商業、業務、文化、福祉などの多様な都市機能の集積やにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、地域内の交通ネットワークの充実と広域的な観点からの都市づくりを進める。これらの取り組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、目標11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、目標13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度や各種誘導施策の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集積・再配置の促進
- ・市街地再開発や公的不動産の活用等による、まちなか居住や居住誘導区域への立地促進、及び商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地や都市機能誘導区域への立地促進
- ・小規模で柔軟な区画整理やリノベーション・エリアマネジメント等による、空き家・空き地に起因する「都市のスポンジ化」対策の推進
- ・中心市街地の活性化と、「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルなまちづくりの推進
- ・インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共交通沿線における都市機能の集積及び良好な住環境の保護、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導
- ・鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進
- ・まちづくりと一体となった駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実

- ・都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのある市街地形成の推進
- ・歩行空間や自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化など、安全で回遊性を高める道路空間の整備充実
- ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる脱炭素に資する都市づくりの推進

○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

＜都市づくりの基本的方向＞

- ・豊かな自然環境の保全、都市公園の魅力向上及び利用促進や、景観創出機能等の都市農地の多様な機能にも留意した環境整備など、都市と緑が調和したうるおいある都市づくりの推進
- ・富山の自然や風土と、開かれた文化的環境を最適に組み合わせることで、県民にとっても、これから富山に来る人にとっても、居心地がよく、幸福になれる個性的なまちづくりの推進
- ・行政が県民や地元資本を巻き込み、対話しながら作り上げる、ボトムアップな官民連携による富山らしい個性的なまちづくりの推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいまちづくりの推進
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進
- ・IoT やビッグデータ等の先端技術を活用し、都市の課題等を解決するスマートシティの推進
- ・SDGs や ESG を背景とした公共性・社会性が高い事業を行う民間事業者の支援

○ 安全で安心して暮らせる都市づくり

近年、全国で激甚化・頻発化する地震・豪雨災害から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画や富山県国土強靱化地域計画、令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ等と連携しながら、防災・減災のた

めの体制づくりや災害に強いまちづくりの推進など、土地利用も含めたハード・ソフト両面からの一体的な取組みとともに、公共施設等の長寿命化及び計画的・効率的な維持管理などにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、目標 11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- ・災害リスクの高い区域における市街化や新規立地の抑制、同区域からの移転の促進や市街化調整区域への編入など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や雨水の貯留浸透施設の整備、緊急輸送道路における重要構造物の耐震化、下水道施設の耐震化や液状化対策、立地適正化計画における防災指針の策定、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善、空き家等の発生防止や利活用、適正管理の促進など、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減に加え、インフラの機能が将来にわたり適切に発揮され事前防災として効果を発現できることを目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進
- ・被災後の迅速な復旧・復興を実現するための復興事前準備の推進
- ・市街地の液状化対策など公共土木施設と隣接宅地とが一体となった防災・減災対策の推進

○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり

人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格道路、空港、港湾などの広域的な交通・物流ネットワークの更なる整備充実を図るとともに、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標のうち、目標 9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・高規格幹線道路等の整備促進、日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港の機能充実など、広域交通網の整備充実と有効活用
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実

- ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上
- ・市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備の推進

3) 目標年次

本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23（2041）年とする。

2 都市計画の見直しの方針

1) 都市計画の見直しの基本的な考え方

都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。

特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。

3 広域調整の方針

1) 広域調整の基本的な考え方

市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行う等の広域調整を実施する。

2) 広域調整の実施方針

① 対象とする都市計画

- ・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更
- ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画

② 対象とする市町村

- ・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる市町村

③ 広域調整の視点

- ・県の策定するまちづくりに関する計画との整合性
- ・関係市町村のまちづくりへの影響
- ・当該市町村の策定するまちづくりに関する計画における位置づけ
- ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響

第2章 福岡都市計画区域

1 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

① 現況と課題

本区域は富山県の北西部に位置し、区域内には小矢部川をはじめ大小の河川や水路が流れているほか、地下水が豊富であることから、古くから菅栽培や養鯉業の盛んなまちとして知られている。市街地は、あいの風とやま鉄道線福岡駅を中心として形成されており、その周囲には住宅や工場が混在する農地が広がっている。

本区域の人口は、高岡市中心部に近接する立地条件ではあるものの人口は減少傾向であり、全体的に低密度な土地利用となっている。このため都市基盤の整備を進め、都市機能を集約配置した健全な市街地を形成することが課題となっている。

交通基盤については、市街地に近接する能越自動車道福岡パーキングエリアのインターチェンジ化と、それを活かすための市街地からのアクセス道路の整備が課題となっている。

② 都市計画の基本理念

自らの手によって時代を切り拓いてきた先人の志を受け継ぎ、創造的で活力あふれる高岡らしいまちづくりを実現するため、目指すまちの将来像と都市づくりの基本方針を次のように掲げる。

～豊かな自然と歴史・文化につつまれ人と人がつながる 市民創造都市 高岡～

- 人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり
- 中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり
- 「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり
- 広域間と拠点間の交通ネットワークが充実した都市づくり
- 歴史・文化と自然を活かした都市づくり
- 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

○ 人口減少・少子高齢社会の中で持続的に発展する都市づくり

民間の活力や資金も積極的に活用しながら、計画的かつ効率的に公共施設の統廃合・再編を図るとともに、これまで積極的に整備を進めてきたインフラの維持に重点を置いた都市づくりへの転換を図る。

○ 中心市街地と周辺市街地が連携して躍動する都市づくり

中心市街地の活性化によって本市全体の賑わいを創り出すと同時に、固有の歴史・文化を持つ周辺市街地においても都市機能が集約した拠点を形成する。

○ 「ものづくり」を中心に活気ある産業を育む都市づくり

新たな企業や店舗等の立地に向けた基盤整備と既存産業の活性化を通じて産業の競争力強化を図るとともに、身近な生活圏において魅力のある働く場の拡大を図る。

○ 広域間と拠点間の交通ネットワークが充実した都市づくり

本市の強みである広域交通基盤を活かし、県西部の中核都市として、大都市圏や金沢・飛越能などの近隣都市との広域間連携を強化するとともに、市内で暮らすあらゆる人々が自由に移動できるための拠点間連携のネットワークを強化する。

○ 歴史・文化と自然を活かした都市づくり

他の都市にはない高岡らしさを発揮した文化創造都市の取組、市内各地の歴史・文化資産を回遊できる歴史まちづくりを推進するとともに、自然・農業と調和した緑豊かな都市空間を形成する。

○ 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり

災害が起きても被害を最小限に食い止めるために、土地利用や基盤整備の面からも災害に強いまちづくりに取り組むほか、犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境を創る。

また、令和6年能登半島地震「高岡市震災復興計画」を着実に実行する。

2) 地域毎の市街地像

本区域では、土地利用上の特性を踏まえ、区域内を3つの地域に区分し、それぞれ以下のように市街地像を設定する。

① 市街地地域（福岡地区）

福岡駅前の市街地では、土地区画整理事業による基盤整備を進めており、商業、医療などの都市機能が集積し、交通利便性も高い福岡駅前を中心に居住や都市機能を維持・誘導することで、旧北陸道の宿場町や菅笠問屋の町から発展してきた市街地の維持・再生を図る。駅南側については、住宅、工場が混在する低密度な市街地となっているが、都市基盤の整備及び適正な土地利用の誘導を進めることによって、駅北側と一体となった拠点づくりを目指す。

② 小矢部川南東部農村地域（山王地区、大滝地区）

この地域では、水田を中心に集落、住宅団地及び工場などが混在しており、今後は都市と農村の共生を目指しながら、優良農地の保全を図る。また、能越自動車道

福岡インターチェンジ周辺部においては、周辺環境に配慮しながら、その立地条件を活かした工業地の形成を図るなど、活力ある地域づくりを目指す。

③ 小矢部川北西部農村地域（西五位地区、赤丸地区、五位山地区の一部）

この地域では、大規模な水田地帯の中に工業地や集落が形成されており、優良農地と工業地の調和を図るとともに、良好な田園景観と自然環境の保全を図る。また、耕作放棄地の増大や森林の荒廃を防止し、生産基盤の整備や、適正な森林施業による健全な森林資源の維持・整備、経営の安定と担い手の確保・育成のための支援を行い、地域ぐるみで適正な管理を行う体制づくりを進め、農林業の振興を図る。

山裾に広がる集落については、道路整備により、市街地及び周辺都市との連絡性向上を図り、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持されるよう努める。

3) 目標年次

本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和 23（2041）年とする。

都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を令和 13（2031）年とする。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域の人口は、平成 27（2015）年現在 12,640 人で減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。

これまで、用途地域内への人口誘導が課題となっていたが、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組んできた結果、用途地域内の人口は近年増加している。

また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。

このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

菅笠の集散地として発展してきた長い歴史を継承し、今後も豊かな自然と利便性を備えた地域として持続していくため、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的に土地利用の整序を図る。

a 商業地

駅前通りから旧北陸道沿いの市街地、一般国道8号沿道など、交通利便性の高い地域に商業地を配置し、既存商業施設の活性化とあわせ、地区住民が暮らしやすい商業地の形成を図る。

このうち市街地の商業地については、空店舗の増加が目立つことから、一体的に道路配置や街区構成の見直しを進め、賑わいあふれる商業空間の創出を目指す。

また、沿道型の大型商業施設の立地がみられる一般国道8号沿道の商業地については、施設を利用する自動車交通が本線交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の配置などに配慮するとともに、本区域の都市軸にふさわしい沿道景観の創出を目指すものとする。

b 工業地

一般国道8号沿道やあいの風とやま鉄道線福岡駅南側の工業地区及び福岡インターチェンジ周辺の大滝工業団地では、既存の工業集積を維持するとともに、必要な条件が整った空き工場や工場跡地への企業誘致を進める。

また、福岡パーキングエリアのインターチェンジ化に伴う北陸自動車道及び能越自動車道へのアクセスの利便性を活かして、周辺での企業ニーズに応じた企業誘致を進める。

なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。

c 住宅地

市街地の活性化と商業地を支える人口の定住を促進するため、市街地の商業地の周辺及び幹線道路沿道の商業地の背後地に住宅地を配置し、居住人口の増加を図る。このうち、駅周辺の市街地については、土地区画整理事業による基盤整備を進めており、交通利便性の高い福岡駅前を中心に居住や、商業・医療などの都市機能の維持・誘導を図る。

また、郊外部における無秩序な宅地開発によって、貴重な自然環境及び優良農地が喪失されることのないよう配慮する。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

福岡駅前の市街地については、本区域の玄関口として、また地域生活拠点として、都市基盤の整備と併せて商業・業務施設や中高層住宅の建設を促進するなど、土地の高度利用の推進を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

福岡駅前の商業系用途地域については、市街地の活性化と商業地を支える居住人口の増加を図るため、商業・業務施設と住宅との用途の複合化を図る。

福岡駅南側の地区については、現在、大規模工場が立地しているが、用途地域内に低未利用地が多く残っていることから、土地利用規制の見直しや、都市内農地としての保全・活用策も検討するなど、無秩序な市街化の抑制に努める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

旧北陸道沿いについては、明治期から昭和初期に建てられた旧菅笠問屋の遺構が数多く残されており、「歴史まちづくり計画」の重点区域に位置付けられ、「景観計画」による景観形成重点地区にも指定されていることから、歴史的街並みの保全に配慮しながら計画的な居住環境の改善を図る。

また、用途地域内のうち、未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な住宅地については、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な居住環境の維持・形成を図る。

残存農地については、農産物の生産、防災、景観等の観点から、都市内の重要な緑地として保全・活用を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、身近な憩いの場となる既存の都市公園の利用促進に努めるとともに、岸渡川桜並木など、観光スポットとなる水辺環境の保全と併せて景観の保全・活用を図る。また、福岡公園から土屋親水公園を結ぶ一帯については、小矢部川の水辺環境を活かした水と緑のネットワークとして利用促進に努める。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地の周囲に広がる優良農地の保全を図るとともに、建築形態規制の適用などにより、新たな宅地開発などを抑制し、営農環境の維持・保全を図る。特に、小矢部川左岸部には、生産性の高い優良農地があるため、その維持・保全を図る。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

小矢部川左岸の丘陵地の一部には、地すべり危険箇所や土石流危険渓流があり、

また急傾斜地崩壊危険箇所もある。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については開発の抑制に努める。

また、本区域は小矢部川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組みに加えて、市民等に対する防災知識の普及・訓練等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の中央を流れる小矢部川については、市街地に隣接する身近な自然環境であり、貴重な動植物の生息・生育地にもなっていることから、今後とも自然環境の保全を図る。

小矢部川左岸の丘陵地については、本区域における自然環境の核をなしていることから、森林の保全・育成など自然環境の保全を図る。また、古墳などの貴重な歴史資源があることから、その活用を図る。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

本区域においては、今後も交通利便性が高い福岡駅前を中心に居住や都市機能の維持・誘導を図るものとし、農林業への配慮を行いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。

更に、白地地域においては、無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用の規制・誘導を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域では、一般国道8号が広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として市街地を東西に通過し、県道福光福岡線等の幹線道路が南北方向に都市間を連絡しており、これらを中心とした道路網が整備されている。

あいの風とやま鉄道線北側の市街地においては、都市計画道路三日市大野線、都市計画道路岸渡川線、都市計画道路上蓑土屋線により市街地の骨格が形成されている。

今後は、市街地の骨格を形成する幹線・補助幹線道路を配置し、歩行者や自転車にとっての快適な道路空間の確保に努め、安全で円滑な道路網の構築を図る。

なお、都市景観の向上を図るため、一般国道8号や都市計画道路駅前線などの整備において、電線類の地中化を推進する。

更に、福岡パーキングエリアのインターチェンジ化により、高岡都心エリアへのアクセス強化を図るとともに、周辺での企業ニーズに応じた企業誘致や救急搬送の迅速化、河川氾濫時における救援活動等のルート確保を図る。

また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはあいの風とやま鉄道線の福岡駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。

② 主要な施設の配置の方針

あいの風とやま鉄道線北側の市街地の骨格を形成する幹線道路の内側において、都市計画道路中央線、都市計画道路駅前線などの補助幹線道路を配置し、通過交通と都市内交通の分離を図るとともに歩行者・自転車の安全に配慮した道路網の構築に努める。

また、公共交通については福岡駅において、駅前広場、駐車場及び自転車駐車場等の整備・活用により、交通結節点としての機能を高め、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。

③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種 別	名 称
道 路	3・4・2 駅前線（駅前広場を含む）
	3・5・1 国道線

2—2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 下水道

快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。

雨水については、速やかな排除を図り、浸水被害の防止に努める。

b 河川

浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進める。

b 河川

各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、小矢部川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種 別	名 称
公共下水道	福岡公共下水道

2—3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域では、狭隘な道路の改善及び商店街の活性化を目的として、福岡駅前土地区画整理事業を実施し、都市基盤整備が進められている一方で、中心部以外の用途地域では未利用地が介在している。駅南地区も含めて、今後も住宅需要、土地所有者の土地利用についての意向などを勘案しながら、都市基盤、自然環境、生活環境が調和した住みよい都市づくりの実現を目指す。

② 市街地整備の目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。

地区名	事業
福岡駅前	土地区画整理事業

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

親水公園や桜並木が整備され、住民にとって身近な憩いの場ともなっている小矢部川をはじめとする河川や水路については、水辺環境としての保全・活用を図る。

本区域の自然環境の骨格を形成する北西部の丘陵地については、多くの古墳や神社仏閣があるなど、古くから人々の生活と密接に関係しており、住民のレクリエーションの場としても機能していることから、山辺環境軸と位置づけ、自然環境の保全を図る。

更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、福岡駅前土地区画整理事業において、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全システムの配置の方針

区域北西部の丘陵地、そして小矢部川及び岸渡川については、貴重な動植物の生息・生育地となっていることから、優れた自然環境の保全を図る。

b レクリエーションシステムの配置の方針

ふくおか西山森林県定公園は、緑のオープンスペースの核として、緑の拠点に位置付け、身近な自然とのふれあいやレクリエーションなどの市民ニーズに即した交流の場となるよう、その利用促進を図る。

c 防災システムの配置の方針

用途地域内に残る農地については、農産物の生産、防災、景観等の観点から、都市内の重要な緑地として保全・活用を図る。

d 景観構成システムの配置の方針

本区域のシンボリックな景観である岸渡川と河川沿いの桜並木の保全・活用を図るほか、旧北陸道沿いの社寺林などについても、歴史的な緑地景観として保全を図る。

福岡都市計画 整備、開発及び保全の方針 概要図



凡 例

- 行政界
- 都市計画区域界

生活環境ゾーン

- 住宅地
- 商業地
- 工業地
- 田園環境地域
- 多自然型共生ゾーン

- 自動車専用道路
- 道路
- 北陸新幹線
- あいの風とやま鉄道
- 公園・緑地
- 県定公園
- 河川

- 土地区画整理事業など

- 山辺環境軸
- 川辺環境軸

- 都市間連携

石川県

県道押水福岡線

ふくおか西山森林県定公園

福岡公園

西明寺川

県道小矢部伏木港線

土屋親水公園

小矢部川

黒石川

福岡駅

(仮称)福岡PAIC

能越自動車道

一般国道8号

あいの風とやま鉄道線

福岡IC

岸邊川

県道福岡福岡線

小矢部市

砺波市

変更理由書

都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

現行の本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成 25 年 3 月に定められたところである。

今回、平成 30 年度に都市計画に関する基礎調査を実施した結果、当該都市の発展の動向、人口及び産業の現状、将来の見通し等が明らかとなり、更に令和 6 年 1 月の能登半島地震を受け新たな課題が浮き彫りとなったことから、これらを勘案し、長期的視野に立った都市の将来像、都市計画の基本的な方向性を見直す必要が生じた。

このため、「都市計画整備、開発及び保全の方針」を本案のとおり変更するものである。